

1. 公害防止基準値の設定にかかる基本的な方針

公害防止基準値は、排ガス基準値及びその他基準値（悪臭、騒音、振動、排水等）に分類されます。

排ガス基準値の設定にあたっては、各種法・県条令に基づくものであるとともに、既存施設である小針クリーンセンター及び埼玉中部環境センター、参考施設とした、さいたま市桜環境センターの基準値及び近年の技術動向や費用対効果などをふまえ設定しています。

今回お示しする基準値は、昨年度の第8回検討委員会における専門部会での検討結果報告を基本としています。

なお、公害防止基準値は、施設整備に係るメーカーアンケート調査及び環境影響評価準備書における条件設定とします。

（１）排ガスに係る公害防止基準値（案）

排ガスに係る公害防止基準値は、さいたま市桜環境センターを参考事例とし、法令・条例規制値よりも厳しい値としています。

ただし、水銀の基準値は、今年度、国において公表予定である数値を勘案し設定しています。

（２）悪臭に係る公害防止基準値

悪臭に係る公害防止基準値は、生活環境を考慮し、法令・条例規制値よりも厳しい住宅地域の規制基準値である臭気指数「15」を設定しています。

（３）騒音・振動に係る公害防止基準値

騒音・振動に係る公害防止基準値は、法及び県条例に規定される用途指定のない区域の基準を設定しています。

			法・条例規制値	既存施設 ※1				参考施設		本組合熱回収施設 基準値 ※2	備考
				施 設 名		施 設 名		施 設 名			
				小針クリーンセンター		埼玉中部環境センター		さいたま市桜環境センター			
				施設規模		施設規模		施設規模			
				稼働年月		稼働年月		稼働年月			
処理方式		処理方式		処理方式							
公害防止基準	排ガス	ばいじん		0.04 g/m³N以下	0.01 g/m³N以下	0.03 g/m³N以下	0.01 g/m³N以下	0.01 g/m³N以下	大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例		
		SOx	(硫黄酸化物)	2,300 ppm	100 ppm以下	50 ppm以下	20 ppm以下	20 ppm以下			
		NOx	(窒素酸化物)	180 ppm	180 ppm以下	150 ppm以下	50 ppm以下	50 ppm以下			
		HCl	(塩化水素)	120 ppm	100 ppm以下	50 ppm以下	30 ppm以下	20 ppm以下			
		Hg	(水銀)	- mg/m³N以下	- mg/m³N以下	- mg/m³N以下	(0.05) mg/m³N以下 ※2	0.03 mg/m³N以下	規制なし		
		DXNs	(ダイオキシン類)	0.1 ng-TEQ/m³N以下	1 ng-TEQ/m³N以下	0.5 ng-TEQ/m³N以下	0.01 ng-TEQ/m³N以下	0.01 ng-TEQ/m³N以下	ダイオキシン類特別対策措置法		
		CO (一酸化炭素)	4時間平均	100 ppm（1時間平均）	—	—	30 ppm以下	30 ppm以下	廃棄物処理法		
	1時間平均		100 ppm以下		100 ppm以下	100 ppm以下	100 ppm以下				
	悪臭	敷地境界		臭気指数 1 8	特定悪臭物質濃度規制 ※3	臭気指数15	臭気指数 10(※) ・ 特定悪臭物質濃度規制	臭気指数 1 5	悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例 臭気指数 1 0（※）は、さいたま市生活環境の保全に関する条例		
		排出口		悪臭防止法換算式による	悪臭防止法換算式による	悪臭防止法換算式による	悪臭防止法換算式による	悪臭防止法換算式による			
	騒音	朝(AM6-AM8)		50 dB	50 dB	50 dB	50 dB	50 dB	騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例 騒音規制法第2種規制区域（用途指定のない区域）		
		昼(AM8-PM7)		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB	55 dB			
		夕(PM7-10)		50 dB	50 dB	50 dB	50 dB	50 dB			
		夜(PM10-AM6)		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB	45 dB			
	振動	昼(AM8-PM7)		60 dB	60 dB	60 dB	60 dB	60 dB	振動規制法及び及び埼玉県生活環境保全条例 振動規制法第1 種規制区域（用途指定のない区域）		
		夕(PM7-AM8)		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB	55 dB			
	排水	有害物質		法・条例規制値による	法・条例規制値による	法・条例規制値による	法・条例規制値による	別掲			
		生活環境項目		法・条例規制値による	法・条例規制値による	法・条例規制値による	法・条例規制値による	別掲			

※1 既存施設の排ガスの数値は、施設設計値であり、ダイオキシン類については、平成9年12月1日の法令改正前に設置された施設のため、排出基準が緩和されている。

※2 さいたま市桜環境センターの水銀に係る数値は、施設設計値である。

※3 特定悪臭物質濃度規制とは、アンモニアやトルエンなどの22種類の特定悪臭物質が、敷地境界線の大気中にそれぞれ何ppm含まれるかという濃度での規制である。



(4) 排水に係る公害防止基準値

排水に係る公害防止基準値は、水質汚濁防止法に基づき、基準値を設定しています。なお、本組合ごみ処理施設はクローズド方式とするため、基本的に排水はありませんが、余熱利用施設については、排水することになるため排水基準値を設定します。

なお、排水については、放流先の別（公共用水域・下水道）及びクローズド方式採用の別により、施設ごとに基準値の設定が大きく異なり単純な比較は困難であるため、他施設の記載を省略します。

主な項目		基準値	設定理由
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	水質汚濁防止法
	シアン化合物	1 mg/L	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L	
	6価クロム化合物	0.5 mg/L	
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと (定量限界0.0005mg/L)	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L	
	ほう素及びその化合物	10 mg/L	
	ふっ素及びその化合物	8 mg/L	
	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L	

※水質汚濁防止法に規定する有害物質のうち、一般廃棄物処理施設である焼却施設に係る代表的な項目を抜き出して示したものの。

主な項目		基準値（案）	設定理由
ダイオキシン類		10 pg-TEQ/L	ダイオキシン類対策特別措置法（大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する排ガス洗浄施設、又は灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの）
生活環境項目	生物化学的酸素要求量（BOD）	25 mg/L (日間平均：20 mg/L)	水質汚濁防止法
	浮遊物質（SS）	60 mg/L (日間平均：50 mg/L)	
	フェノール類含有量	1 mg/L	
	水素イオン濃度（pH）	5.8 ～ 8.6	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L	
	銅含有量	3 mg/L	
	亜鉛含有量	2 mg/L	
	溶解性鉄含有量	10 mg/L	
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L	
	クロム含有量	2 mg/L	
	大腸菌群数	3,000 個/cm ³	
	窒素含有量	120 mg/L (日間平均：60 mg/L)	
	りん含有量	16 mg/L (日間平均：16 mg/L)	

※ その他、総量規制対象施設として、COD（化学的酸素要求量）、窒素、りんの総量規制がかかる。